

仕入専用信用取引会員規約

第1条（会員）

私は、本規約を承認の上、SMBC ファイナンスサービス株式会社（以下「会社」という）に対し、仕入専用信用取引（以下「本取引」という）を申込みます。なお、会社が承諾した時に、本取引に係る基本契約が成立するものとします。本取引の内容は、私が表記の販売店（販売先）（以下「販売店」という）から買掛けで商品を購入する場合に、会社が一定の条件のもとに販売店にその代金を立替払いし、私が一定の方法により会社にその立替金を返済するという本規約にて包括的に取り決めるものです。

第2条（商品の購入方法と個別契約の成立）

(1)私は、販売店から商品を購入するにあたり、別途会社が定めたくえ私に通知する極度額の範囲内で、継続的に本取引を利用することができます。なお、会社は任意に本取引の極度額を変更できるものとし、変更の効力は私への通知により直ちに生じるものとします。

(2)私は、販売店から商品を購入するにあたり、会社所定の契約書に表記の会員番号を記載し、これにあらかじめ会社に届け出た印章を押捺した上、販売店に提出します。ただし、私が書面により会社からインターネットや電話等の簡易な方法による商品の発注を認められた場合には、契約書の提出を省くことができます。

(3)個別取引に関する会社と私との間の立替払契約（以下「個別契約」といいます）は、前項の契約書が販売店を通じて会社に提出された時点で成立するものとします。ただし、私が前項ただし書により契約書の提出を免除されている場合には、該当する取引が記載された売上データ集計票が販売店から会社に提出された時点で成立するものとします。

(4)第1項の定めに関わらず、私は、会社が認める場合には本取引の極度額を超えて立替払いを受けることができます。ただし、会社による極度額を超える立替払いは、これによって極度額を変更したものと解されないものとします。会社による極度額を超える立替払いがあった場合、極度額を超える部分についても本規約が適用されます。

第3条（販売店との取引等との関係）

私は、本取引を利用した取引に関するものであるか否かを問わず、販売店に対する抗弁事由の存在を理由に立替金の支払いを拒むことはできません。また、本取引を利用した取引又はその取引の目的となった商品に関して販売店又は第三者との間に生じた紛争については、私の費用と責任において解決するものとします。私は、このような紛争により生じうる一切の損害（弁護士費用を含みます）から会社を免責するものとします。

第4条（手数料及び支払方法）

(1)個別契約における立替金の支払回数は1回払いとし、毎月会社所定日を締切日として、前1か月間中の販売店との取引により生じた立替金を、会社所定の振替日（27日、尚金融機関休業日である場合には翌営業日）に、会社が指定する金融機関に私が開設のうえ会社に届け出た口座から、会社指定の口座に振り替える方法により支払うものとします。

(2)会社の書面による承諾により、据置一括払いや分割払いが認められる場合もあります。なお、据置一括払いが認められる場合には、本来の支払日の属する月から起算して据置月数を経過した最初の月の会社所定の振替日（27日、金融機関の休業日である場合には翌営業日）が支払日になります。

(3)私は、会社に対し、別途会社が定めたくえ私に通知する手数料を支払うものとします。なお、会社は金融情勢の変動等を理由に任意に合理的な範囲内で手数料を変更することができ、変更の効力は私への通知により直ちに生じるものとします。

(4)私は、会社の事前の書面による承諾がない限り、会社との契約に基づく債務を期限前に返済することが出来ないものとします。

第5条（契約の解除及び期限の利益の喪失）

私において、次の各号に定める事由がひとつでも生じた場合、会社は何ら通知・催告を要せず、本取引に係る基本契約を解除することができるものとし、私が会社から本取引を行う資格を有することを示す証票等の交付を受けている場合には、直ちにこれを返却します。また、この場合、私が会社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。

①会社に対する債務の支払いを1回でも怠ったとき。

- ②本規約の定めに違反したとき。
- ③会社に対して虚偽の申告をしたとき。
- ④私が解散、減資、合併、会社分割、事業譲渡、営業規模の縮小又は営業の廃止を行ったとき。
- ⑤取締役の交代や株式譲渡等により経営権が移転したとき。
- ⑥自ら振出し又は引き受けた手形・小切手につき不渡処分を受けたとき。
- ⑦差押、仮差押、保全差押、仮処分、公売処分、公租公課等の滞納処分その他の申立てを受けたとき。
- ⑧支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の裁判上の倒産処理手続の申立てがあったとき、もしくは申立てを受けたとき。
- ⑨法令違反等により監督官庁より営業停止や営業免許・登録の取消処分を受けたとき。
- ⑩その他債権の保全を相当とする事由が発生したとき。

第 6 条（返済金額の充当順序）

私から会社に対する返済金の充当方法は、私の債務全額を消滅させるに足りない場合、会社が任意に指定できるものとします。

第 7 条（担保）

私において、第 5 条の各号に定める事由がひとつでも生じた場合、私は会社に対し会社が相当と認める追担保の提供を行います。

第 8 条（遅延損害金）

私が会社に対して支払うべき返済金を約定の支払日に支払わなかった場合には、会社に対し、支払日の翌日から完済まで、支払うべき返済金に対する年 14.6%（1 年を 365 日とする日割計算。ただし、うるう年の場合は 1 年を 366 日として計算）の割合による遅延損害金を支払います。また、私が会社に対して負担する債務について期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失の日の翌日から完済まで、債務全額に対する年 14.6%（1 年を 365 日とする日割計算。ただし、うるう年の場合は 1 年を 366 日として計算）の割合による遅延損害金を支払います。

第 9 条（費用等の負担）

- (1)私が支払を遅滞したことにより会社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合、私は、会社に対し、再振替手数料として振替回数 1 回につき 210 円（税込）、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 210 円（税込）をそれぞれ支払うものとします。
- (2)支払遅滞など私の責めに帰すべき事由により会社が私に対し訪問集金した場合、私は、会社に対し、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,100 円（税込）を支払います。
- (3)会社が私に対して書面による催告をしたときは、私は当該催告の要した費用を負担するものとします。
- (4)私が会社に支払う費用等について公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税等を含む）が変更される場合は、私は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第 10 条（届出事項の変更）

- (1)印章、名称、商号、事業内容、代表者、住所、支払口座その他法令に基づく会社への届出事項等に変更があった場合及び私に第 5 条に定める事由が生じた場合、私は会社に対し、直ちに書面によって届け出ます。
- (2)前項の届出を怠ったため、会社からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。この場合、私は、会社に変更前の届出事項に基づき取引を行ったことにより生じた一切の損害から会社を免責します。

第 11 条（有効期間）

- (1)この契約の有効期間は、特に定めないものとします。
- (2)前項に関わらず、会社及び私は、この契約の有効期間中であっても 3 か月以上の予告期間においてこの契約を解約することができるものとします。
- (3)前 2 項によりこの契約が終了した場合に、私が会社から本取引を行う資格を有することを示す証券等の交付を受けてい

るときは、直ちにこれを返却します。また、終了の時点で私が会社に対して負担する債務については、直ちに返済するものとします。

第 12 条（禁止行為）

私は次の各号に定める行為やこれに類する行為を行いません。

- ① 販売店から商品を購入していないにも関わらず、第三者が私の名義を使用するのを許諾し、あたかも私が販売店と直接取引したかのように装って会社に立替払いを求めること。
- ② 私の住所・氏名・名称等について虚偽の属性情報を届け出ること。
- ③ 販売店から商品を購入していないにも関わらず、あたかも商品を購入したかのように装って会社に立替払いを求めること。
- ④ 立替払いを求める金額が立替払いの対象となる取引の対価の一部である場合に、残額について第三者のローン又はクレジット契約を併用すること。
- ⑤ 販売店や第三者がクレジット契約以外の支払方法で既に合意済の私に対して有する債権（締切日から遡って 1 か月を超える以前の販売店との取引により生じた債権を含みます）の回収のために会社に立替払いを求めること。

第 13 条（所有権留保）

- (1) 会社からその対価の立替払いを受けた商品の所有権は、私が会社に対して負担する一切の債務を担保するため、占有名義や登録名義のいかんに関わらず、会社に留保されるものとします。会社が販売店や私に対する占有名義や登録名義の移転を認める場合にも、会社の留保所有権は損なわれないものとします。
- (2) 私は、会社の求めがある場合、必要な書類を作成のうえ会社に交付するなどして前項の会社の所有権の保全に協力し、会社に対し必要な便益を提供します。また、会社から留保所有権に基づき商品の引渡しを求められた場合には、私は会社に対し必要な便益を提供します。
- (3) 私は、会社の事前の書面による承諾がない限り、販売店から購入した商品の取替えを求めたり返還することはできません。
- (4) 私は、会社の事前の書面による承諾がない限り、販売店から購入した商品を処分したり第三者に引き渡したりすることができません。ただし、① 原材料や部品など商品の性格上消費や流通を当然に予定されているものである場合又は② 私があらかじめ商品の卸売りや小売りの承諾を会社から受けている場合には、私が会社に対する債務につき期限の利益を失わない限り、取引通念上相当な方法（担保差入れや質入れは除きます）での処分は許されるものとします。

第 14 条（免責事項等）

- (1) 私が会社に差し入れた契約書などが事変、災害、輸送途上の事故などのやむをえない事情により失、滅失、損傷又は延着した場合には、会社の帳簿、伝票などの記録に基づいて債務を弁済します。なお、会社からの求めがあれば、直ちに代替りの契約書などを差し入れます。この場合に生じた損害については、会社に何らの請求もしません。
- (2) 会社が、契約書などの印影を私の届け出た印章に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引した場合、契約書や印章についての偽造、変造、盗用などの事故があってもこれによって生じた損害は私の負担とし、本契約にしたがって責任を負います。

第 15 条（報告及び調査）

- (1) 私は、会社の求めにより、その財産、経営状況、立替払いの対象となる取引等について会社の求める資料等を添えて直ちに報告するものとします。会社において調査の必要があると認めた場合、私はその調査に協力し、会社に対し必要な便益を提供します。
- (2) 立替払いの対象となる取引やその取引の目的となる商品に関し、私と販売店又は第三者との間で紛争が生じた場合、私は会社に対し直ちにその旨を報告します。

第 16 条（規約の変更）

会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、予め効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で私に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。

- ① 変更の内容が私の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

(2) 会社は、予め変更後の内容を会社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により私に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に私が本規約に係る取引を行ったときは、私は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。

第 17 条（その他承諾事項）

私は、会社又は会社の認めた者等から宣伝印刷物等が送付されることに同意するものとします。なお、不同意の場合は、会社に申し出るものとします。

第 18 条（管轄裁判所）

私は、会社と私との間に紛議が生じた場合、相互に紳士的に解決することを旨とし、万一訴訟を必要とするときは、訴額のいかにかわらず、私の所在地、会社の本社、各営業部、支店、営業所、管理センター等を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 19 条（反社会的勢力との取引の排除）

(1)私（本条においては本取引申込者を含む）（私が法人にあっては、これらの役員及び従業員を含む。以下同じ。）は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってする など、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3)会社は、私が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、本取引について通知・催告等をせずに解除することができるものとし、会社と私とのその他の取引についても通知・催告等をせず会員資格の取消し、又は解除することができるものとします。この場合、私が会社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。

第 20 条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

(1)私（本条においては本制度申込者を含む）（私が法人にあっては、これらの役員及び従業員を含む。以下同じ。）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①テロリスト等、日本政府または外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者
- ②その他前号に準ずる者

(2)私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると疑われる行為

②その他前号に準ずる行為

(3)会社は、私の情報及び具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができるものとします。私から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合には、本取引を一時的に停止することができるものとします。

(4)前項の求めに対する私の回答、具体的な利用内容、私の説明内容及びその他の事情を考慮して、会社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本取引を一時的に停止することができるものとします。

(5)前 2 項の定めによる本取引の一時的な停止は、私からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと会社が認める場合、これを解除するものとします。

(6)会社は、私が第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第 1 項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または本取引その他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、もしくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取り消し、または解除することができるものとします。

【お問合わせ・ご相談窓口】

SMBC ファイナンスサービス株式会社 お客様相談室

※お電話はカスタマーセンターにて承ります。

電話番号：052-310-1555

【承り時間】9：30～17：00（1月1日休み）